

## 瀬尾和敬 6月議会一般質問

おはようございます。

6月定例会、総括質疑・一般質問のトップバッターを引き当てました、薩摩自民の会、瀬尾和敬です。

先ず、平成28年熊本地震により、犠牲者となられた皆さんに哀悼の意を表しますと併に、未だに避難生活・車中泊を余儀なくされ、ご苦労なさっておられる皆さんにお見舞いを申し上げます。

また、平成28年熊本地震発生以来、懸命に支援活動をおられる民間のボランティアの方々、自治体職員、警察、自衛隊の方々にも頭の下がる思いであります。感謝と労いを申し上げます。

さらについ先日、追い打ちをかけるかのように、大雨による災害が発生し、犠牲者が出ました。

重ねてお悔やみとお見舞いを申し上げます。

今回の平成28年熊本地震で衝撃的だったことは、熊本城がその大地震に晒される場面でありました。熊本市民の、いや熊本県民のシンボルとして、400年以上も君臨してきた熊本城、その天守閣の瓦が落ちる場面、城を支えてきた石積みが崩落する場面を、熊本の方々はどのような思いでご覧になったことでしょうか。

熊本市民、熊本県民ならずとも、悲しい思いでただ眺めておりました。

しかし、「文化財の復興は、心の復興」と言われます。熊本城の1日も早い復興、そして被災地の1日も早い復旧・復興をお祈りしたいと思います。

今回の質問は、

1点目、平成28年熊本地震の支援について、2点目、自主防災組織について、3点目、川内建築4団体との意見交換会で出された問題点について、4点目、「しつけ」と「懲戒権」について、併用方式で質問致します。

先ず1点目は、冒頭申し上げた、平成28年熊本地震に対する支援についてであります。

本市の支援状況については、逐一ファクス等で情報を頂きました。今定例会の補正予算でも、熊本地震の被災地及び被災者の支援に係る経費が計上されており、本市としてどのように迅速に支援の手を差し伸べてこられたか、議会初日の全員協議会で説明を頂いたところでありますが、市民の皆さん共々情報を共有する上から質問するものであります。

平成28年熊本地震の概要についてであります。4月14日21時26分、熊本県熊本地方を震央とする、震源の深さが11km、マグニチュード6.5の地震が発生し、熊本県益城町で震度7を観測しました。

気象庁が1949年に震度7の震度階級を設定して以降、日本国内における震度7の観測は、2011年3月11日の東日本大震災に続いて4回目であり、九州地方では初の観測と言います。

その28時間後の4月16日1時25分には、同じく熊本県熊本地方を震央とする、震源の深さが12km、マグニチュード7.3の地震が発生し、熊本県西原村と益城町で震度7を観測しました。マグニチュード7.3は1995年に発生した阪神淡路大震災と同規模の大地震であると言われていています。

内陸型（活断層型）地震でマグニチュード6.5以上の地震の後に、さらに大きな地震が発生するのは、地震の観測が日本で開始された1885年以降で初めてのケースであり、また一連の地震活動において震度7が2回観測されるのも初めてのこととされています。

これらの地震を含めた熊本県熊本地方における一連の地震活動は、布田川・日奈久断層帯の活動によって引き起こされたものと考えられています。

14日の地震は日奈久断層帯の北端部の活動、16日未明の地震は布田川断層帯の活動によるもので、隣接する二つの断層帯が連動することで発生した連動型地震とみられています。

さらに16日の本震以降、熊本県熊本地方の北東側に位置する熊本県阿蘇地方～大分県西部と大分県中部においても地震が相次ぎ、合わせて3地域で活発な地震活動がみられました。

熊本県熊本地方の大地震が、離れた地域の地震活動を誘発した可能性（誘発地震）が考えられていますが、このような例は気象庁の担当官も「(日本の)近代観測史上、聞いたことがない」としているようであります。

震源の深さが浅いほど余震が多いと言われていますが、本震発生以来、それを証明するかのようになお大小の余震が発生し、2ヶ月間で1700回を超えるほどとなっています。

熊本地方には、布田川・日奈久断層が走っており、地震の発生については専門家の間では注目されていたと言いますが、地元ではこれまで大きな地震に遭ったことがなく、地震に関する危機感が大きくなかったと言われ、地震保険等に加入する割合が少なかったと聞きます。

私の身近に、益城町から小学生、保育園児など家族連れで避難してきた方が居られますが、益城町の倒壊した家は古い家が多かったが地震保険の加入者は少なかったこと。

またこの家族は家を新築したばかりであり、倒壊などの被害は免れたが、地震保険に加入しておらず、亀裂の入った庭の整備が終わらなければ安心して居住できない、などと話しておられました。

本市としても、1997年3月26日に鹿児島県北西部でマグニチュード6.6の地震が発生し、負傷者31人、住家全壊2棟の被害があり、最大震度5強を観測しました。

約1か月後の5月13日に、3月の地震の震央の近くでマグニチュード6.4の地震が発生。負傷者43人、住家全壊4棟の被害があり、最大震度6弱を観測しました。この2つの地震によって、負傷者74人、総額200億円の被害を出しています。

今回の熊本地震は対岸の火事と安閑として居られないものがあります。

そこで質問致します。

先ず1番目に、平成28年熊本地震が発生して本市としては、直ちに現地に向けての支援活動を行っていますが、発生からこれまでの支援の概略をお伺いします。

次に、平成28年熊本地震が発生して本市への避難者に対する支援の概略をお伺いします。

また、平成28年熊本地震が発生して民間の支援活動も活発でありましたが、物資提供や復興ボランティアについて、どのような情報を得ておられるかお伺いします。

最後に、東日本大震災から5年が経過した今でも職員を派遣して被災地の支援に当たっておられますが、平成28年熊本地震に対しても息の長い支援が必要と思われれます。今後の支援についてどのようにお考えかお伺い致します。

第2点目は、先ほどの平成28年熊本地震への支援と関連しますが、自主防災組織について質問致します。

自主防災組織について調査してみると、昭和36年の伊勢湾台風後の災害対策基本法制定以降、防災基本計画にこの「自主防災組織」という組織名が初めて公的な文書に登場したとされています。この時期はまだ被災者救援を効率化する行政の協力組織のひとつとして位置づけられていたに過ぎませんでした。

昭和40年代には、大都市における地震対策として自主防災組織の存在が見直され、昭和53年の宮城県沖地震、昭和57年の長崎水害等の大規模災害発生により、地震のみならず風水害全般について視野に入れた自主防災組織の重要性が叫ばれるようになってきました。

平成7年の阪神・淡路大震災では、数千人の死者が発生し阪神・淡路島地域の行政・経済機能停止という被害をもたらし、従来の防災観念が大きく揺さぶられました。

この震災の検証結果によると、行政がなし得た役割はごくわずかであり、防災のために最も機能したのは地域住民であったこと、救出された人の98%が住民自らの活動によるものだったとされています。

消防や警察など行政の有する人的資源は、どちらかと言えば平時を想定したギリギリの規模であり、大災害に対しては平素から地域住民の自助・共助の営みこそが危機管理において最大の効果を発揮する、ということが阪神・淡路大震災により再確認されたわけでもあります。

自主防災組織の役割は今更言うまでもありませんが、地域住民が協力して日頃より、火災の防止や消火訓練、大規模災害においては地域住民同士の連携による避難や平素の避難訓練、災害状況の消防への報告、消防に頼れない状況下では人命救助など様々であります。

先の熊本地震でも、地域の方々が瓦礫の中から救助される様子がテレビに映し出されており、無事生還に感動したものであります。

阪神・淡路大震災以降、自主防災組織の活動が大きく注目され、組織率が向上しています。国の防災白書によれば、平成26年4月1日現在で、全国1,742市町村の内、1,697市町村で15万6,840の自主防災組織が設置されており、その組織による活動カバー率は80%ということになります。

ただ、この崇高な役割を担う自主防災組織にしても課題があります。リーダーであるメンバーの高齢化、それに伴う訓練不足、市街部における人間関係の希薄化、自主防災組織を設置しても形骸化して、活動の実態がないことなどです。

また、この自主防災組織はあくまでも任意の団体であり、特に公の責任や権利義務は発生しない上に、有事の際に行政から協力要請をされてもこれを引き受ける義務はない、などとされており、自主防災組織のグレードアップには高いハードルがあります。

そこで質問致します。

先ず1番目に、本市の自主防災組織の設置率はいかほどかお伺いします。

次に、本市の自主防災組織は十分に機能しているかお伺いします。

最後に、本市の自主防災組織のモデル地区を紹介するなど、組織のグレードアップを図るお考えはないかお伺いします。

第3点目は、去る6月6日、川内建築4団体連絡協議会と企画経済委員会、第2班との意見交換会が行われましたが、その意見交換会で出された意見・要望事項の中で心に残っている点について、質問させていただきます。

先ず、鹿児島県建築士事務所協会北薩支部から、「閲覧設計書・仕様書を明確にしてもらいたい」という意見がありました。その意見を出された背景には、改修工事に関しては、「工事の必要な場合は含む、などとあるが、請け負ってから追加される工事があり、それは設計しなければならない場合があるので、範囲についてもう少し事前調査し、具体的に記載願いたい」という意見などがありました。

特に力説されたのは、「耐震診断設計業務委託料に関して、例えば、低減率『0, 6～0, 8』と曖昧に記載されており、どの数値を採用すればいいのか判断できない」というものがありました。

この耐震診断設計業務委託料の低減率については、このまま「0, 6～0, 8」の数値の0, 8で積算すれば、0, 6で積算した業者に入札で負けることになるというものであります。

そこで、業者泣かせの曖昧な範囲を設定するのではなく、低減率を明確に指定すべきであると考えますが、お考えをお伺いします。

次は、薩摩川内建築建友会からの意見ですが、「工事完成図書の簡素化はできないか」というものであります。200万円の工事でも3000万円の工事と同じ分量の工事完成図書を提出することになっているそうではありますが、この工事完成図書を作成するだけでも大変な労力を強いられているという嘆きが聞こえます。

市当局とされては、「これまでも簡素化に取り組んでいるが、電子納品の本格運用等により更に簡素化を図りたい」旨お答えになっています。しかし、電子納品による簡素化と言われても、紙で提出するかCD等メディアで提出するかの違いだけで、書類を作成する労力自体は変わらないと思われま

そこで、作成する書類自体を、請負金額によって簡素化できないものかと思いますが、お考えをお伺いします。

次は、薩摩川内市電設協会からの意見であります。「薩摩川内市発注の物件に関しては市内業者を優先して発注して欲しい」というものがありました。これに関しては、市当局としては「市内の業者を優先した発注に努めているところであり、今後もこの考え方に基づき行っていきたい」との回答でありました。

ただ、「災害時の市と各種団体との協力体制について」という提言については、「電設協会では、大規模災害発生の時、行政に協力し一刻も早い災害復旧と市民の安全確保等を目指して、防災協定の締結を申し出ているが実施されていない。

熊本地震のような災害が起きたとき、予め協定を結び日頃より災害を予想した訓練を施しておかないと、いきなりでは混乱してお役に立てないことになる」とかなり前向きな考え方を示しておられます。

どうしてこのような前向きな提言に対してすぐに手を着けないのかと疑問に思ったところであります。市当局とされましては「協定締結に向けた協議を早急に行いたい」と回答されておられます。

そこで、協会からの提言に応じられなかった経緯を含めて、いつ協定締結を行う考えか、お伺いします。

最後に、薩摩川内設備協会から「現在使用している配水管の老朽化に伴い漏水が非常に多いため、布設替えを早急に進めた方が良いのではないか」。また、「公共の建物の給水管なども老朽化が進んでいるのではないかと思われる。給配水設備の状態も調査し、取り替え等検討すべきではないか」という提言を頂きました。

水道工務課としては「水道料金改定に併せて策定した、水道施設事業計画(10カ年)に基づき、今年度から老朽化に伴う送・配水管の布設替え(更新)及び基幹管路を含む施設の耐震化を図る」旨の回答を頂きました。設備協会とされては大いに期待の持てる回答であります。

そこで、送・配水管の布設替え、基幹管路の耐震化に係る施工の予算、施工のロードマップの概略をお示し下さい。

以上が川内建築4団体連絡協議会との意見交換会での気にかかった点であります。意見交換を終えて感じたことは、川内建築4団体は公共事業を通して、市に、そして市民に貢献したいという気持ちが十分に伝わったところであり、



最後に、「しつけ」と「懲戒権」について上屋教育長にお伺いします。

先般、薩摩自民の会<sup>では</sup>、北海道に政務調査に出掛けましたが、宿泊先の函館市のすぐ隣町の七飯町<sup>ななえ</sup>で発生した「しつけ」と称した少年の山中置き去り事件の直後であり、函館市内はその話題で持ち切りでした。

「しつけ」をするのに置き去りは果たして正しい方法なのか、ということでもあります。

この問題はインターネット上でも炎上しておりました。

「函館中央署が大和君の両親を児童相談所に通告したのは2016年6月3日。大和君が自衛隊の演習所の小屋で6日ぶりに発見、保護された日だ。函館児童相談所は道警や学校と連携して近く、大和君と両親を対象に児童福祉司による事情聴取を行う。『置き去り』騒動は同じ頃、金沢でも起こっていた。

5月23日、小学2年の男児が『宿題をしなかった』として、金沢市額谷<sup>ぬかだに</sup>町の山道で母親に置き去りにされ、一時行方不明となった。男児は約3時間後に数百メートル離れた場所で発見された。そして、北海道の一件と同じく金沢署は「心理的虐待に当たる」として、同市の児童相談所に通告している」としています。また、

「しつけか虐待かー。北海道の置き去りに対するネット上の声は、当初から割れていた。自分が過去に『された』、逆に自分が子どもに『した』という体験談が少なからず見られた。

そんな中で、児童相談所通告に疑問を覚えた人もいる。『親が責めまくられてかわいそうだ』『もう、いいだろ。この話は』『もう、そっとして上げてください』など両親を気遣う声は多い。加えて、しつけとしての『置き去り』行為が即『児童相談所案件』になることを危惧する声も出ている」としています。

更に「人や車に石を投げつけてはいけないことを、7才になるまでしつけなかった親が悪い」「置き去りは、しつけと称した虐待だ」「置き去りにするのは良いが、見守らず立ち去った行為が陰湿ないじめと同じだ」「親には懲戒権があるから違法とは言えないのではないか」等、様々であります。

兎にも角にも、今回の「置き去り事件」は日本中を駆け巡り、「しつけ」について今一度考えさせられる事件ではありません。

家庭や地域・学校にあって、他人と交わるためのルールを身につけさせること、いわゆる社会規範を身につけさせるものが「しつけ」であり、それをするために、あるときは懲戒権なる伝家の宝刀で、体罰が加えられることはかつては往々にして見受けられたことであります。

我々の幼い頃は、「しつけ」の一環として、悪いことをすれば家庭でも叩かれ、また学校においても、先生に叩かれたものであります。しかし、昔はほぼ容認されていた「しつけ」の一環としての体罰が、今は学校現場では絶対にあってはならぬこととされています。

また家庭にあって、大人に比べて弱者の立場にある子どもに体罰を加えることは、子どもの親に対する不信感が増幅したり、叩かれたことがトラウマになり、萎縮した人間に育つなどの弊害があると言われ、体罰を与えない「しつけ」をすることが求められるようになっていきます。

しかし、毎年のように「しつけ」と称していたいけな乳幼児が虐待死させられる事件は後を絶ちません。

そこで質問します。

先ず1番目に、本市教育委員会としては、今回の「置き去り事件」を契機に家庭教育における「しつけ」についてどのような啓発をされたか、お伺いします。

次に、学校及び家庭における「しつけ」と「懲戒権」について、教育長の認識の一端をお聞かせください。

以上、壇上からの質問と致します。